

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2024 年 7 月 1 日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届け出た防災業務計画を本日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の要旨

原災法に基づき、防災業務計画の定期見直しを実施し、修正をおこないました。
修正の要旨は以下のとおりです。（詳細は別紙参照）

1. 原災法関係法令改正に伴う変更

原災法関係法令が 2023 年 11 月に改正されたことに伴い、変更しました。

2. 原子力防災組織の変更

重大事故の発生および拡大の防止、復旧に的確かつ柔軟に対処できるよう、原子力防災組織を変更しました。

3. 災害対策支援拠点の追加

相良地区防災拠点を原子力事業所災害対策支援拠点候補地に追加しました。

4. その他

(1) 社内組織改定に伴う変更

2024 年 7 月 1 日付の社内組織改定を反映しました。

(2) 可搬式動力ポンプの必要台数および予備台数の明確化

緊急時対応に必要な可搬式動力ポンプの台数と予備台数を明確化しました。

(3) 通報様式の変更

警戒事態等の発生時に用いる通報様式を変更しました。

(4) 記載の適正化

別紙 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正概要

以 上

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正概要

当社は、2024 年 7 月 1 日に、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）の修正について届け出ました。概要は以下のとおりです。

1. 原災法関係法令改正に伴う変更
- 原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等が 2023 年 11 月に改正されたことに伴い、防災業務計画を変更しました。
- 具体的には、緊急時活動レベルに関する記載の修正、防災訓練の評価方法に関する記載の修正、原災法第 15 条に規定する緊急事態の発生に至らない想定 of 防災訓練を計画する場合の記載の追加をおこないました。
2. 原子力防災組織の変更
- 重大事故の発生および拡大の防止、復旧に的確かつ柔軟に対処できるよう、原子力防災組織を変更しました。（図 1）
- （1）役割ごとの責任者・判断者として統括を配置しました。

（2）情報戦略班が実施していた各号機の状況把握・対応検討、事象の進展予測および社内・外への通報連絡を専門的に実施する組織を設置しました。

➤ 各号機の状況把握・対応検討を役割とする「号機班」を設置しました。

➤ 事象の進展予測等の技術的助言・進言を役割とする「技術班」を設置しました。

➤ 社内・外への通報連絡を役割とする「通報班」を設置しました。

3. 災害対策支援拠点の追加
- 相良地区防災拠点を、原子力事業所災害対策支援拠点の候補地に追加したため、防災業務計画に反映しました。（図 2）



図 2 原子力事業者災害対策支援拠点候補地の場所

4. その他
- （1）社内組織改定に伴う変更

2024 年 7 月 1 日付の社内組織改定（原子力本部企画室の廃止）を、本店における緊急体制発令および本店緊急事態対策要員非常招集の連絡経路に反映しました。

（2）可搬式動力ポンプの必要台数および予備台数の明確化

防災業務計画に記載している可搬式動力ポンプの台数について、必要台数と予備台数それぞれの台数を明確に記載しました。

（3）通報様式の変更

警戒事態等の発生時に用いる通報様式について、観測された地震加速度を記載できる様式に変更するとともに、地震により原子炉が自動停止となる設定値を追記しました。

（4）記載の適正化

表現の見直し等、記載の適正化をおこないました。

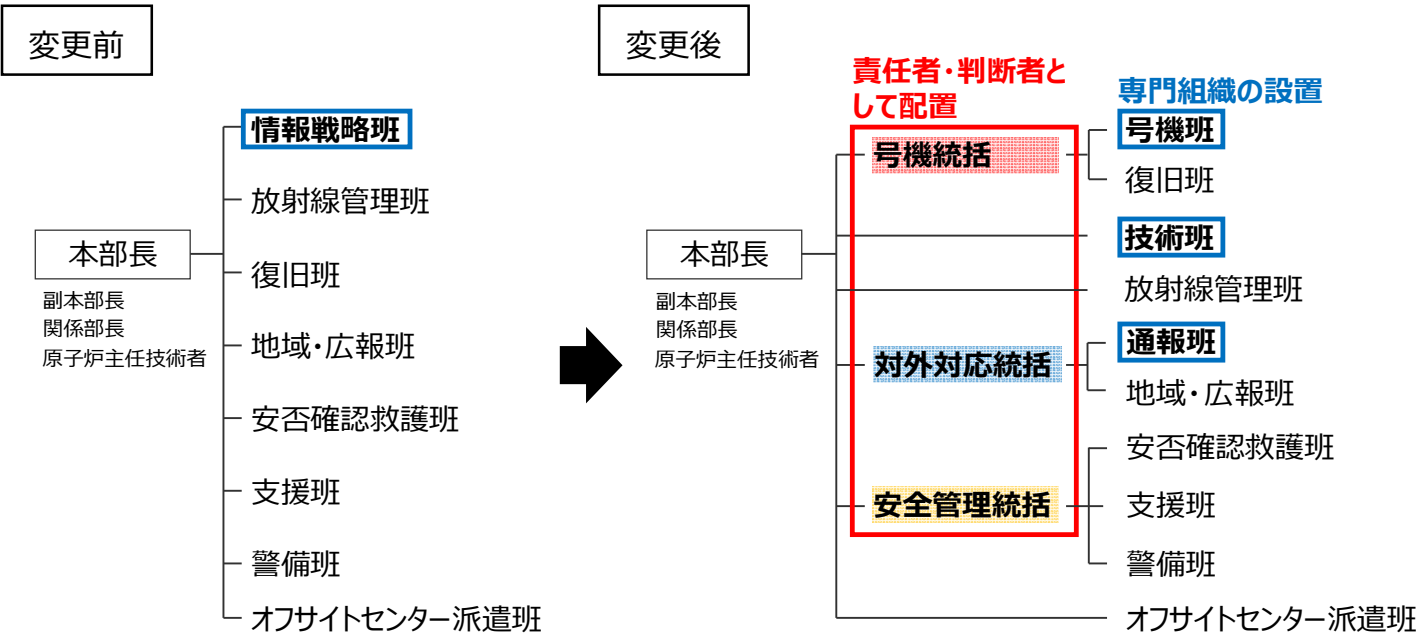


図 1 原子力防災組織の変更内容